

[参考] 特定外来生物の飼養等許可について

特定外来生物の飼養、栽培、保管及び運搬は原則禁止されます（飼育、栽培、保管及び運搬のことを外来生物法では「飼養等」といいます。）

特定外来生物の飼養等は、学術研究、博物館や動物園などにおける展示、教育、生業の維持、その他公益上の必要がある目的のため、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っている特別な場合にのみ許可されます。

特定外来生物の輸入は、上記の目的のために飼養等許可を得ている場合に限り認められます。

今回追加指定された特定外来生物を、平成18年9月1日以前より愛玩や観賞の目的で飼養等していた場合、適正に管理できる施設を持った上で、飼養等許可を受けることができます。ただし、愛玩や観賞の目的で飼養等ができるのは平成18年9月1日以前より飼養等していた個体に限りですので、今後繁殖・増殖させることは認められません。

今回追加指定された特定外来生物を、平成18年9月1日以前より生業の維持の目的で飼養等していた場合、適正に管理できる施設を持った上で、飼養等許可を受けることができます。申請は、平成19年3月1日までに行ってください。平成18年9月1日以前より生業の維持の目的で特定外来生物を飼養等していた方は、申請に対し許可をするかどうかの処分があるまで、新しい個体の入手も含め継続して飼養等することが可能です。その場合も、特定外来生物が野外に逸出しないようにして下さい。